

豊田市地域医療確保事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定めるもののほか、地域医療の確保に資する事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、市内医療機関及び一般社団法人豊田加茂医師会が行う地域医療の確保に資する事業経費の一部を補助することによって、市内において良質かつ適切な医療提供体制を確保し、もって市民の健康増進と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小児救急医療支援病院 2次救急医療施設として必要な診療機能、小児科専用病床及び小児科医を有する病院をいう。
- (2) 救命救急センター 重篤な救急患者に対し、24時間体制で高度な医療を総合的に提供する施設として愛知県知事が指定するものをいう。
- (3) 公的病院 医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者(昭和26年8月22日厚生省告示第167号)第5号に掲げる者が開設する病院をいう。
- (4) へき地医療拠点病院 愛知県知事が指定する病院をいう。

(補助事業及び交付対象等)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)、補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)、補助基準額及び補助金の額は別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する額は含まない。
- 3 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、地域医療確保事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、毎年度7月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に認めたときは、前項第3号及び第4号に規定する書類の全部又は一部の添付を省略することができる。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、地域医療確保事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金の交付目的を達成するために必要と認めたときは、前項の決定に条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、申請者の市税の収納状況を確認することができる。

(交付決定の除外要件)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 豊田市税を滞納しているとき。

(計画変更)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の通知を受けた後において補助事業の計画変更(廃止及び中止を含む。)をしようとするときは、直ちに市長に地域医療確保事業計

画変更承認申請書（様式第3号）に事業の変更内容が分かる書類を添付して提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 事業を実施した結果による補助対象経費の増減は計画変更に該当しないものとする。ただし、補助金額が第6条第1項で通知した交付の決定額から500万円以上減額となる場合は、この限りでない。

（変更決定等）

第9条 市長は、前条の規定による変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第6条第1項の規定による決定を変更することができる。

- 2 市長は、前項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、地域医療確保事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（着手）

第10条 別表オの事業及びカのうち在宅医療機器整備に関する事業の着手は、第6条第1項又は第9条の決定に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により交付決定の前に着手する必要がある場合には、その旨を明記した地域医療確保事業補助金交付決定前着手届（様式第5号）を、あらかじめ市長に提出するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、地域医療確保事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- （1）事業実績書
- （2）収支決算書
- （3）その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定にかかわらず、別表イの事業については、翌年度4月5日までに実績報告書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域医療確保事業補助金額確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知した後に、当該額を交付するものとする。

（財産の処分の制限）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助財産」という。）について、市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反してこれを使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年

数に相当する期間（同省令に定めのない財産にあつては市長が別に定める期間。以下「財産処分制限期間」という。）を経過したときは、この限りでない。

- 2 補助事業者が市長の承認を受けて補助財産を処分したことにより収入があつたときは、市長は、その収入額の全部又は一部を市に返納させることができる。
（帳簿等の整備・保存）

第14条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助事業が完了等した年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、補助財産について、財産管理台帳を作成しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、財産管理台帳及び当該台帳に係る関係書類については、財産処分制限期間が経過するまでの間、これを保存しておかなければならない。
（検査）

第15条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、帳簿等関係書類及び物件、施設等进行检查することができる。
（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

- （1）この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- （2）補助金を交付目的以外に使用したとき。
- （3）補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （4）補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があつたとき。
- （5）第7条各号のいずれかに該当したとき。
- （6）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請がなされた補助金に関しては、同日後も、なお効力を有する。

別表（第4条関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助金の額	備考		
ア 休日救急内科診療所運営費等補助事業	一般社団法人豊田加茂医師会	在宅当番医制（外科）及び休日救急内科診療所の運営に要する経費(1)から(3)のうち、次の表に定めるもの (1)在宅当番医の当番日に診療に従事する医療機関の経費 (2)休日救急内科診療所の運営に必要な経費 (3)事務費（当番日や派遣医師の調整に係る人件費、地域住民に対する救急医療知識の普及・啓発に必要な経費）	次の表に定める基準単価×診療日数	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額	1 (1)における診療日数は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に定める祝日（以下「日曜・祝日」という。）並びに年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）のうち、1日6時間以上の診療を実施した日の合計日数とする。 2 (2)における診療日数は、日曜・祝日並びに盆（8月15日）及び年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）のうち、1日6時間以上の診療を実施した日の合計日数とする。 3 (3)における診療日数は、(2)の診療日数とする。		
		区分	対象経費			内訳	基準単価
		(1)	報酬			当番医療機関への謝金	50,000円
		(2)	報酬			診療等に従事する医師、看護師及び事務員への報酬及び交通費	37,000円
			需用費			消耗品費（医療用及び事務用のもの）、光熱水費、修繕料（診療所の建物、備品等に係るもの）及び医薬材料費	
			役務費			通信運搬費及び保険料	
			委託料			事務委託金、保守点検委託費及び清掃業務委託費	
			備品購入費			診療所に必要な備品	
		(3)	人件費			当番日や派遣医師の調整にかかる事務担当者の人件費	30,000円
			報償費			講師謝礼及び交通費	
需用費	印刷製本費（救急医療に関する啓発用冊子の作成等に係るもの）及び修繕料（備品の修理に係るもの）						
役務費	広告料						
使用料及び賃借料	会場借上料						
備品購入費	補助事業に必要な備品						

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助金の額	備考													
イ 小児救急医療支援病院運営費補助事業	西三河北部医療圏にある小児救急医療支援病院	<p>次の表に定める診療時間に実施する小児救急医療支援事業に要する経費のうち、給与費等（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費及び医師雇上謝金）</p> <table border="1" data-bbox="607 464 1408 695"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>診療時間</th> <th>基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">休日</td> <td>休日A,D</td> <td>午前8時から午後6時まで</td> <td>44,080円</td> </tr> <tr> <td>休日C</td> <td>午後1時から午後6時まで</td> <td>22,040円</td> </tr> <tr> <td>夜間</td> <td>午後6時から翌日午前8時まで</td> <td>44,080円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	診療時間	基準単価	休日	休日A,D	午前8時から午後6時まで	44,080円	休日C	午後1時から午後6時まで	22,040円	夜間	午後6時から翌日午前8時まで	44,080円	次の表に定める基準単価×診療日数（当該基準単価に対応する区分を1単位として算出した日数）	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額	<p>1 休日Aとは、日曜・祝日並びに12月29日及び年末年始（12月30日から翌年の1月3日まで）をいう。</p> <p>2 休日Cとは、1月のうちの第1週及び第3週の土曜日をいう。</p> <p>3 休日Dとは、1月のうちの第2週、第4週及び第5週の土曜日をいう。</p>
区分	診療時間	基準単価																
休日	休日A,D	午前8時から午後6時まで	44,080円															
	休日C	午後1時から午後6時まで	22,040円															
	夜間	午後6時から翌日午前8時まで	44,080円															
ウ 救命救急センター機能運営費補助事業	市内にある救命救急センター機能を有する病院	救命救急センター機能の運営に要する経費のうち、給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費）及び需用費等（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費）	(1)公的病院 182,102千円 (2)(1)以外の病院 60,700千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額														
エ ヘき地医療拠点病院運営費補助事業	市内において公的病院を開設している者	<p>へき地医療拠点病院の運営に要する経費のうち、給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、材料費（薬品費、診療材料費、医療消耗備品費）及び需用費等（消耗品費、消耗備品費、光熱水費、燃料費）</p> <p>ただし、他に交付を受けている補助事業において、補助対象経費としたものは除くものとする。</p>	137,368千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額	西三河北部医療圏で輪番方式により休日及び夜間における入院・治療対応を行うために必要な経費を含む。													

補助事業	補助事業者	補助対象経費	補助基準額	補助金の額	備考																					
才 公的病 院高額医療 機器整備費 補助事業	市内において公 的病院を開設し ている者	1 機種当たりの税抜価格が1,500万円以上 で、次の表に定める要件のいずれかに該当する高 額医療機器等の整備に係る費用	—	補助対象経費の合 計額から寄附金そ の他の収入を控除 した額の1/2 (限度額100,000 千円)																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定める高度管 理医療機器、管理医療機器、一般医療機器として、承認番号あるいは許可番号、認証番 号、届出番号のいずれかの記載があるもの</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>厚生労働省の定める病院会計準則に基づいて作成された勘定科目において、固定資産の部 に属する「医療用器械備品」に該当する備品</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>1及び2に掲げるものの他、病院が外来、入院及び在宅医療の機能を果たすための行為（搬 送、検査、診断、治療、手術、薬の処方、リハビリテーション、食事の提供、栄養指導 等）を安全かつ適切に行うために必要となる備品。ただし、家具や事務機器等、病院以外 の事業所においても一般的に利用される汎用性の高い備品を単独で購入する場合を除く。</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>国が推進する医療DXの趣旨に合致すると認められるシステム等（電子カルテあるいは診療 支援部門システムなど。ソフトウェア・ハードウェアを含む）</td> </tr> </tbody> </table>	要 件			(1)	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定める高度管 理医療機器、管理医療機器、一般医療機器として、承認番号あるいは許可番号、認証番 号、届出番号のいずれかの記載があるもの	(2)	厚生労働省の定める病院会計準則に基づいて作成された勘定科目において、固定資産の部 に属する「医療用器械備品」に該当する備品	(3)	1及び2に掲げるものの他、病院が外来、入院及び在宅医療の機能を果たすための行為（搬 送、検査、診断、治療、手術、薬の処方、リハビリテーション、食事の提供、栄養指導 等）を安全かつ適切に行うために必要となる備品。ただし、家具や事務機器等、病院以外 の事業所においても一般的に利用される汎用性の高い備品を単独で購入する場合を除く。	(4)	国が推進する医療DXの趣旨に合致すると認められるシステム等（電子カルテあるいは診療 支援部門システムなど。ソフトウェア・ハードウェアを含む）													
要 件																										
(1)	「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定める高度管 理医療機器、管理医療機器、一般医療機器として、承認番号あるいは許可番号、認証番 号、届出番号のいずれかの記載があるもの																									
(2)	厚生労働省の定める病院会計準則に基づいて作成された勘定科目において、固定資産の部 に属する「医療用器械備品」に該当する備品																									
(3)	1及び2に掲げるものの他、病院が外来、入院及び在宅医療の機能を果たすための行為（搬 送、検査、診断、治療、手術、薬の処方、リハビリテーション、食事の提供、栄養指導 等）を安全かつ適切に行うために必要となる備品。ただし、家具や事務機器等、病院以外 の事業所においても一般的に利用される汎用性の高い備品を単独で購入する場合を除く。																									
(4)	国が推進する医療DXの趣旨に合致すると認められるシステム等（電子カルテあるいは診療 支援部門システムなど。ソフトウェア・ハードウェアを含む）																									
力 地域医 療提供体制 強化事業	一般社団法人 豊田加茂医師会	次の表に定める経費	—	補助対象経費の合 計額の1/2以内 (限度額は次の表 に定める額)	(5)豊田加茂ウェルビー イングネットワーク事業 に要する経費について は、申請者において補助 対象となる事業費を2分 の1（豊田市・みよし市 負担分）に按分した上で 計上すること。																					
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>内訳</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>連携促進のための会議の開催に要する経費</td> <td rowspan="7">報償費、旅費、消 耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、 手数料、委託料、 使用料、賃借料、 備品購入費</td> <td rowspan="7">8,000千円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>デジタル等先進技術を活用した関係機関間連携の手段確保に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>調査研究に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>地域住民への健康意識啓発に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(5)</td> <td>豊田加茂ウェルビーイングネットワーク事業に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(6)</td> <td>その他地域医療提供体制の強化に資する事業の実施に要する経費</td> </tr> <tr> <td>(7)</td> <td>在宅医療機器の整備に要する経費</td> <td>在宅医療機器購入費</td> <td>2,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	区分			内訳	限度額	(1)	連携促進のための会議の開催に要する経費	報償費、旅費、消 耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、 手数料、委託料、 使用料、賃借料、 備品購入費	8,000千円	(2)	デジタル等先進技術を活用した関係機関間連携の手段確保に要する経費	(3)	調査研究に要する経費	(4)	地域住民への健康意識啓発に要する経費	(5)	豊田加茂ウェルビーイングネットワーク事業に要する経費	(6)	その他地域医療提供体制の強化に資する事業の実施に要する経費	(7)	在宅医療機器の整備に要する経費	在宅医療機器購入費	2,000千円	
		区分				内訳	限度額																			
		(1)	連携促進のための会議の開催に要する経費			報償費、旅費、消 耗品費、印刷製本 費、通信運搬費、 手数料、委託料、 使用料、賃借料、 備品購入費	8,000千円																			
		(2)	デジタル等先進技術を活用した関係機関間連携の手段確保に要する経費																							
		(3)	調査研究に要する経費																							
		(4)	地域住民への健康意識啓発に要する経費																							
		(5)	豊田加茂ウェルビーイングネットワーク事業に要する経費																							
(6)	その他地域医療提供体制の強化に資する事業の実施に要する経費																									
(7)	在宅医療機器の整備に要する経費	在宅医療機器購入費	2,000千円																							